

ID: 5055

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	原状回復命令等		
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等) 第9条 都道府県知事等は、前条第2項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日